

## 議第98号

**滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

平成27年5月12日

滋賀県知事 三月大造

---

滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第4項第8号を次のように改める。

(8) 支援員の数は、常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスに該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）または指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数を15で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上とすること。

別表第4項第14号を次のように改める。

(14) 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護または指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われる養護老人ホームの生活相談員の数は、常勤換算方法で、第6号または第13号アに定める生活相談員の数から1人を減じた数とすることができる。

別表第4項第18号ただし書中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護または指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われる養護老人ホーム」に改める。

別表第6項第6号を次のように改める。

(6) 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護または指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われる養護老人ホームであって生活相談員が置かれて

いないものにあっては、主任支援員が前2号に規定する業務を行うこと。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。